

めあて

教 P8~11

わたしたちのまちづくりは、だれが考えているのだろう。

- 市や県がおこなっている政治について、「調布市役所の中垣さんの話」をもとに考え、気づいたことや思ったことを書きましょう。

- ・市の政治の目的は、市民のみなさんが（豊かな生活）を送ることができるようにすること。
- ・わたしたちには、（健康）で（幸せ）な生活を送る権利がある。
- ・日本や地方公共団体の政治は、（日本国憲法）にもとづいておこなわれている。

※地方公共団体・・・（都道府県）や（市(区)町村）のこと。地方自治体とも呼ぶ。国と分担して、住民の（豊かな生活）のために政治をおこなう団体のこと。

- 日本国憲法の基本的な考え方を調べ、思ったことを書きましょう。

< 3つの大きな原則 >

- ・（国民主権）
- ・（基本的人権の尊重）
- ・（平和主義）

)

順不同

答える順番が
ちがってもOK!

- ・国や都道府県、市町村などの政治は（憲法）にもとづいて行われる。
- ・国のきまりのなかで（最高）のもの。

- 憲法と関係している祝日がないか調べよう。

日本国憲法は1946年 11 月 3 日（公布）（文化）の日）

（＊公布：成立した法律を国民に知らせること）

1947年 5 月 3 日（施行）（憲法記念）日）

（＊施行：法律の効力が始まること）

まとめ

- ・日本の政治は（日本国憲法）をもとにおいて行われている。
- ・日本国憲法には（3つ）の原則がある。

こくみんしゅけん 国民主権とは

組

名前

めあて

教 P12~13

日本国憲法^{けんぽう}は、国民主権について、どのように定めているのか調べよう。

- 「日本国憲法の前文の一部」などを読み、() と□を埋めましょう。

- ・ 主権が (国民) にある。
- ・ 国の政治の権威^{けんい}は (国民) がもつ。
- ・ 国民の (代表者) によって政治の力が使われる。
- ・ 国の政治のあり方を最終的に決めるのは (国民) →

国民主権

- 「国民主権のおもな内容」の図を見て、国民がどのように政治に参加しているのか、わかったことや思ったことを書きましょう。

- ・ 憲法改正するときに必要なのは (国民) 投票
- ・ 国会議員を選ぶ時には (選挙) を行う。
- ・ 最高裁判所の裁判官として適しているかを判断するのは (国民)
- ・ 地方公共団体に対して、知事・市区町村長・議員を選んだり、(条例の改正) などの請求をしたりできる。

↓

国民や国民が選んだ代表者による国民のために行われる政治を (民主政治) という。

- 天皇^{てんのう}についてまとめましょう。

～天皇の地位～

- ・ 天皇は日本の国や国民のままとりの (象徴^{しやうちゆう})
- ・ 国の政治に関する権限は (ない)
- ・ (憲法) で定められた仕事を行う。

～天皇の仕事～

- ・ 憲法改正、法律、条例を (公布) する。・ 国会を (召集^{しやうしゅう}) する。
- ・ (内閣総理大臣^{ないかくしゆりだいじん}) や最高裁判所長官を (任命) する。など

まとめ

政治をすすめる主権は (国民) にあり、国民は選挙など、いろいろなかたちで政治に参加している。

基本的人権と国民の権利・義務

組

名前

めあて

教 P14~15

くらしのなかで、わたしたちの人権は、どのように守られているのか調べよう。

- 高齢者や障がいのある人にも暮らしやすいまちづくりのために、どのような工夫がされているか、知っていることを書こう。

(例) 誘導用ブロック

スロープ

多機能トイレ など

- 基本的人権とは…

すべての人が（生まれながら）にして、自由で（平等）であることや、だれもが（幸せにくらす）権利

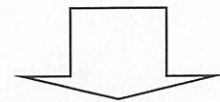
- 「国民の基本的人権と国民の義務」の図をもとに、権利と義務についてわかったことや思ったことを書きましょう。

<権利>

- ・個人の（^{そん ん}尊重）と法のもとの（平等）
- ・男女の（平等）
- ・思想や（^{がくもん}学問）の自由
- ・言論や（^{しゅうかい}集会）の自由
- ・（^{しんきょう}信教）の自由
- ・（^{いのち}生命）・（^{しんたい}身体）の自由を侵害されない
- ・（^{きゅうず}居住）・移転と（^{しやくぎょう}職業）を選ぶ自由
- ・（^{けんこう}健康）で（^{ぶんかてき}文化的）な生活を営む権利
- ・（^{きょういく}教育）を受ける権利
- ・（^{いさむ}働く）権利
- ・（^{だんごつ}団結）する権利
- ・（^{せんきょ}選挙）する権利、（^{せんきょ}選挙）される権利
- ・（^{さいばん}裁判）を受ける権利

<義務>

- ・（^{こども}子ども）に教育を（^{うけさせる}受けさせる）義務
- ・（^{いさむ}働く）義務
- ・（^{ぜいきん}税金）を納める義務



この3つの義務を

三大義務

と言う。

まとめ

（基本的人権）を尊重するためには、国民としての義務を果たし、ほかの人の（権利）も同じように（尊重）することが大切。

広がる基本的人権^{じんけん}

組

名前

めあて

教 P16~17

社会の変化とともに、人権の保障^{ほしょう}は、どのように広がってきたのか調べよう。

●人権の広がりについてまとめよう。

産業の発達や（国際）化・（情報）化の進展など、社会の変化にともない、基本的人権がより広くとらえられるようになった。

現在の国際社会では、地球上の（すべての人）の基本的人権を保障することがたいせつ。

- ・（子ども）の権利条約
- ・（プライバシー）の権利
→自分のことを、どこまでだれに知らせるかを決められる権利
- ・（環境）権 →くらしやすい環境のもとで生活する権利
- ・知る権利 →農作物や医薬品の安全性など

●「子どもの権利条約」に資料を見て書きましょう。

- ・子どもは一人の（人間）として認められる。
- ・平和、尊厳、（自由）、（平等）、連帯の精神のもとで育てられなければならない。
- ・子どもはみんな、（人間らしく）生きる権利をもっている。
*日本はこの条約を（1994）年に認めた。

●基本的人権は、十分に守られているでしょうか。

- ・（障がい）のある人への差別
- ・（女性）に対する差別
⇒ おたがいの権利を尊重し、ともに（理解）し合うことで、（差別）のない社会をつくっていくことがたいせつ。

まとめ

基本的人権の考え方が（社会）の変化と共に変わり、権利が広がっていった。